2026年11月2日

各位

会 社 名　株式会社RAVIPA
（コード番号 5893 TOKYO PRO Market）
代表者名　代 表 取 締 役　新井　亨
問合せ先　経　理　部　長　松田　昂大
T　E　L　03-6907-3950
U　R　L　https://ravipa.co.jp/

会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行及び定款の一部変更（商号、事業目的及び機関の変更等）に関するお知らせ

当社は、2026年10月15日付「会社分割（新設分割）に関する基本方針決定のお知らせ」において、会社分割（新設分割）の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。また、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」において、監査等委員会設置会社へ移行する旨を公表しております。

この度、当社は、本日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び定款の一部変更（商号、事業目的及び機関の変更等）について、2026年12月24日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、当社は、本臨時株主総会の承認を条件として、2027年1月1日付で「株式会社RAVIPAグループホールディングス」へ商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、当社が営む通販事業及びレンタル事業を、会社分割（新設分割）により、当社の100%子会社となる「株式会社MOARIS」「株式会社LUMIRENT」にそれぞれ承継させることを予定しております。

なお、当該会社分割（新設分割）は、完全子会社を対象とする単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

Ⅰ．会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社は、「サブスク×D2Cで社会を豊かに、便利に」という理念のもと、創業当初より女性向け化粧品を中心に通販事業を展開しております。近年は、既存商品に留まらず、親和性の高い新商品の開発や販売を手掛けるようにもなり、事業規模は着々と拡大しております。

一方、通販事業で培ったサブスクリプションビジネスのノウハウを活用して、当社で保有する資産をエンドユーザーに貸し出し、安定した収益を確保するレンタル事業も開始いたしました。今後も社会の

トレンドなどに合わせ、機動的に事業を展開していきたいと考えております。

こうした事業規模及び事業領域の拡大に伴い、今まで以上に事業ごとのリスク管理体制やグループガバナンスの強化が課題であると考えております。

そこで、各事業に係るリスクを明確に分離し、役割や権限の範囲を適切に管理するため、通販事業及びレンタル事業を新設会社へ承継するとともに、当社を持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、グループの経営管理と事業運営を分離し、当社は持株会社としてガバナンスの実効性向上及びグループ全体の企業価値向上を図ってまいります。

Ⅱ．通販事業の新設分割（株式会社 MOARIS）

１．新設分割の要旨

（１）本新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会決議日：2026 年11 月 2 日

新設分割計画承認株主総会開催日：2026 年12 月 24 日（予定）

新設分割効力発生日　　：2027 年１ 月 １ 日（予定）

（２）本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される本件新設会社を承継会社とする新設分割であり、本件新設会社は当社の完全子会社となる予定です。

（３）本新設分割に係る割当ての内容

本件新設会社は普通株式 300 株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

（４）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

（５）本新設分割による増減する資本金

本新設分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

（６）承継会社が承継する権利義務

本新設分割により、本件新設会社は、新設分画計画書の定めに従って、当社が分割事業に関して有する本件分割の効力発生日時点の資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。

（７）債務の履行の見込み

本新設分割において、当社および本件新設会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

２．分割当事会社の概要

〔分割会社（2026 年５月 31 日現在)〕

（１）名　　称	株式会社 RAVIPA （2027 年１月１日付で株式会社 RAVIPA グループホールディングスに商号変更予定）
（２）所　在　地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO

（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　新井　亨
（4）事　業　内　容	化粧品等の通信販売、保有資産の貸出等
（5）資　本　金	990 万円
（6）設 立 年 月 日	2017 年 12 月 1 日
（7）発 行 済 株 式 数	1,980,000 株
（8）決　算　期	11 月 30 日
（9）大株主及び持株比率	新井　亨　45.39% 統合アセットマネジメント　30.30% ARAI インベストメント合同会社　19.00%
（１０）分割会社の財政状態及び経営成績（連結）（2026 年 11 月期中間期）	
純　資　産	499 百万円
総　資　産	1,129 百万円
１株当たり純資産	252.04 円
売　上　高	920 百万円
営　業　利　益	143 百万円
経　常　利　益	140 百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	91 百万円
１株当たり中間純利益	46.16 円

〔新設会社〕

（1）名　称	株式会社 MOARIS
（2）所　在　地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　小林　優太
（4）事　業　内　容	化粧品等の通販事業
（5）資　本　金	300 万円
（6）設 立 年 月 日	2027 年 1 月 1 日（予定）
（7）発 行 済 株 式 数	300 株
（8）決　算　期	11 月 30 日
（9）大株主及び持株比率	株式会社 RAVIPA グループホールディングス（予定）　100%

３．分割する事業部門の概要

（1）分割する事業部門の事業内容

化粧品等の通販事業

（2）分割する事業の経営成績（2026 年 11 月期中間期）

	分割事業の売上高	当社連結売上高	比率
売上高	732 百万円	920 百万円	79.62%

（３）分割する資産、負債の項目及び金額（2026 年５月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	329 百万円	流動負債	41 百万円
固定資産	0 百万円	固定負債	－
合計	330 百万円	合計	41 百万円

（注）2026 年５月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整したものになります。

４．本新設分割後の状況

（１）名　　称	株式会社 RAVIPA グループホールディングス （2027 年１月１日付で、現在の「株式会社 RAVIPA」より商号変更予定）
（２）所 在 地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役　新井　亨
（４）事 業 内 容	持株会社としてグループ経営戦略立案及び各事業会社の統括管理等
（５）資 本 金	990 万円
（６）決 算 期	11 月 30 日

５．今後の見通し

本新設分割において、承継会社は当社の完全子会社であるため、本新設分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．レンタル事業の新設分割（株式会社 LUMIRENT）

１．新設分割の要旨

（１）本新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会決議日：2026 年11 月 ２ 日

新設分割計画承認株主総会開催日：2026 年12 月 24 日（予定）

新設分割効力発生日　　：2027 年１ 月 １ 日（予定）

（２）本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される本件新設会社を承継会社とする新設分割であり、本件新設会社は当社の完全子会社となる予定です。

（３）本新設分割に係る割当ての内容

本件新設会社は普通株式 300 株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

（４）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

（５）本新設分割による増減する資本金

本新設分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

（６）承継会社が承継する権利義務

本新設分割により、本件新設会社は、新設分画計画書の定めに従って、当社が分割事業に関して有する本件分割の効力発生日時点の資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。

（７）債務の履行の見込み

本新設分割において、当社および本件新設会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

２．分割当事会社の概要

〔分割会社（2026 年５月 31 日現在)〕

（１）名　　称	株式会社 RAVIPA （2027 年１月１日付で株式会社 RAVIPA グループホールディングスに商号変更予定）
（２）所　在　地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役　新井　亨
（４）事　業　内　容	化粧品等の通信販売、保有資産の貸出等
（５）資　本　金	990 万円
（６）設 立 年 月 日	2017 年 12 月１日
（７）発 行 済 株 式 数	1,980,000 株
（８）決　算　期	11 月 30 日
（９）大株主及び持株比率	新井　亨　45.39% 統合アセットマネジメント　30.30% ARAI インベストメント合同会社　19.00%
（１０）分割会社の財政状態及び経営成績（連結）（2026 年 11 月期中間期）	
純　資　産	499 百万円
総　資　産	1,129 百万円
１株当たり純資産	252.04 円
売　上　高	920 百万円
営　業　利　益	143 百万円
経　常　利　益	140 百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	91 百万円
１株当たり中間純利益	46.16 円

〔新設会社〕

（１）名　　称	株式会社 LUMIRENT
（２）所　在　地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO

（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　新井　亨
（4）事　業　内　容	衣類やトランクルーム等のレンタル事業
（5）資　本　金	300 万円
（6）設　立　年　月　日	2027 年１月１日（予定）
（7）発 行 済 株 式 数	300 株
（8）決　算　期	11 月 30 日
（9）大株主及び持株比率	株式会社 RAVIPA グループホールディングス（予定）　100％

３．分割する事業部門の概要

（1）分割する事業部門の事業内容

衣類やトランクルーム等のレンタル事業

（2）分割する事業の経営成績（2026 年 11 月期中間期）

	分割事業の売上高	当社連結売上高	比率
売上高	62 百万円	920 百万円	6.78％

（3）分割する資産、負債の項目及び金額（2026 年５月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	53 百万円	流動負債	7 百万円
固定資産	279 百万円	固定負債	－
合計	332 百万円	合計	7 百万円

（注）2026 年５月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整したものになります。

４．本新設分割後の状況

（1）名　称	株式会社 RAVIPA グループホールディングス （2027 年１月１日付で、現在の「株式会社 RAVIPA」より商号変更予定）
（2）所　在　地	東京都豊島区西池袋三丁目 28 番 13 号 IT tower TOKYO
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　新井　亨
（4）事　業　内　容	持株会社としてグループ経営戦略立案及び各事業会社の統括管理等
（5）資　本　金	990 万円
（6）決　算　期	11 月 30 日

５．今後の見通し

本新設分割において、承継会社は当社の完全子会社であるため、本新設分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅳ．商号の変更

１．変更の理由

本会社分割（新設分割）による当社の持株会社体制への移行に伴い、2027 年１月１日（予定）をもって商号の変更を行うものであります。

２．新商号

株式会社 RAVIPA グループホールディングス（英文名：RAVIPA GROUP HOLDINGS, Ltd.）

３．新商号変更日

2027 年 1 月 1 日（予定）

なお、本商号変更は、2026 年 12 月 24 日開催予定の臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

Ⅴ．定款の変更

１．定款変更の目的

（１）当社は、企業規模や事業領域の拡大に伴う、事業ごとのリスク管理体制やグループガバナンスの強化のため、2026 年 12 月 24 日開催予定の臨時取締役会の承認を条件として、通販事業とレンタル事業を新設子会社に承継する会社分割（新設分割）を行うことを決定しました。更に、本会社分割（新設分割）により当社が持株会社へ移行することに伴い、商号及び目的、その他に変更を行うものであります。

（２）当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、2026 年 12 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（３）資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 36 条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条及び第 42 条を削除するものであります。

（４）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会	：2026 年 12 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日（商号及び目的以外）	：2026 年 12 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日（商号及び目的）	：2027 年　1 月　1 日（予定）

以上

【別紙】

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社 RAVIPA と称し、英文では RAVIPA Ltd.と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社 RAVIPA グループホールディングスと称し、英文では RAVIPA GROUP HOLDINGS,Ltd.と表示する。
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと及び主に次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。
１．～５．（条文省略） ６．カフェ、レストラン、居酒屋等の飲食店及び小売店の経営 ７．（条文省略） ８．フランチャイズシステムによる飲食店の経営及びコンサルティング ９．～13．（条文省略） 14．病院、診療施設の企画及びコンサルティング 15．医療用の機械及び器具の賃貸 16．病医院の宣伝広告及び求人広告に関する業務の代行 17．～18．（条文省略）	１．～５．（現行どおり） （削除） ６．（現行どおり） （削除） ７．～11．（現行どおり） （削除） 12．医療用の機械及び器具のレンタル （削除） 13．～14．（現行どおり）
（新設）	15．自動車、自動二輪車の新車、中古車の買取、レンタル及び販売
（新設）	16．卸売向け EC システム及び受発注管理システムの企画、開発及び運営
（新設）	17．インターネットを利用した通信販売サイトの企画、運営及び管理
（新設）	18．広告、宣伝及びマーケティングに関する企画、制作及び運営
（新設）	19．データセンターの保有、管理、運営、保守及び賃貸
（新設）	20．コンピュータの計算能力、記憶容量等の計算資

現　行　定　款	変　更　案
	源及びインフラストラクチャーの提供、賃貸及び販売
（新設）	21. AI（人工知能）を活用した計算基盤の構築、運用及びその利用権の提供
（新設）	22. 不動産の所有、売買、賃貸、管理、仲介及び利用
（新設）	23. 有価証券の取得、保有、投資及び運用
（新設）	24. 子会社及び持株会社が支配する会社に対する経営指導、コンサルティング業務並びに事務代行業務
（新設）	25. 子会社及び持株会社が支配する会社に対する金銭の貸付、債務の保証及び担保の提供
（新設）	26. 知的財産権（商標権、特許権等）の取得、保有、管理、賃貸及びライセンス業務
19.（条文省略）	27.（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第11条（条文省略）	第７条～第10条（現行どおり）
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第11条～第16条（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（取締役の員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２～３（条文省略）	２～３（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条（条文省略）	第21条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第27条（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第27条（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第28条　当会社の監査役は、３名以内とする。	（削除）
（監査役の選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等）	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第28条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第36条（条文省略）	第31条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（会計監査人の任期） 第37条　会計監査人の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２（条文省略）	（会計監査人の任期） 第32条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２（現行どおり）
（会計監査人の報酬） 第38条　会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任限定） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。	（会計監査人の責任限定） 第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第40条（条文省略）	第35条（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第36条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第41条（条文省略）	（剰余金の配当の基準日） 第37条（現行どおり）
（新設）	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年５月31日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第42条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
５月31日を基準日として中間配当をすることができる。	
第43条（条文省略）	第38条（現行どおり）
（新設）	附　　則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、令和８年12月24日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	（商号及び目的に関する経過措置） 第２条　第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、2027年１月１日をもって効力が生じるものとする。 なお、本条は、その効力発生日をもってこれを削除する。